

新潟県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）」に関する基本的な方針を定め、これを推進することにより、個々の事業者の適切な事業運営の確保とサービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱（要綱を受けて定める各種規程等を含む。）において使用する用語の意味は、次のとおりである。

(1) 福祉サービス

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、同法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同条同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業以外のものをいう。

(2) 事業者

福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

(3) 第三者評価事業

社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、評価結果を公表する事業をいう。

(4) 評価機関

県の認証を得て、第三者評価事業を行う公正・中立な第三者機関をいう。

(5) 評価調査者

県が定めた資格基準を満たし、評価調査者養成研修を修了したうえで、評価機関に所属し、評価業務を行う者をいう。

第3 推進組織

県は、第三者評価事業の推進組織として次の業務を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

2 前項の規定に関わらず、社会的養護関係施設の第三者評価事業については、全国推進組織である全国社会福祉協議会が定めるところにより実施する。

第4 新潟県福祉サービス第三者評価推進委員会

県は、第3の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、新潟県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

- 2 推進委員会は、評価機関の認証や評価基準の策定・更新等に関する検討を行い、県に対して意見を述べる。
- 3 推進委員会の委員は、学識経験者、利用関係者、事業者等で構成する。

第5 第三者評価機関の認証

県は、申請を受け、別に定める「新潟県福祉サービス第三者評価機関認証基準」に基づく審査を行い、その要件を満たす場合これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ推進委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 県は、第三者評価事業に関する研修会や説明会等を通じて評価機関の育成を図るとともに、評価業務が適正かつ公正・中立に行われるよう指導を行う。

第6 第三者評価基準及び第三者評価の手法

1 第三者評価基準

第三者評価の評価項目は、別に定める「新潟県福祉サービス第三者評価基準」を用いて行う。なお、評価機関が別途独自の項目を加えて行っても差し支えないものとする。

2 第三者評価の手法

(1) 第三者評価の方法

第三者評価は、書面調査、訪問調査及び利用者調査とする。

(2) 第三者評価のとりまとめ

評価結果のとりまとめは、評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行う。

第7 第三者評価結果の取扱い

1 評価機関における取扱い

評価機関は、評価実施後その結果を取りまとめ、公表について事業者の同意を得たうえで評価結果を公表する。ただし、事業者の同意が得られない場合はこの限りではない。また、評価機関は、県に対して評価結果を報告するものとし、この報告により、上に掲げる公表に替えて差し支えない。

2 県における取扱い

県は、評価機関からの評価結果の報告を受け、別に定める「新潟県福祉サービス第三者評価受審事業者台帳」に登載するとともに、当該評価結果を県のホームページ等で公表する。

3 公表項目

評価機関及び県が公表する項目は、別に定める「新潟県福祉サービス第三者評価結果公表基準」のとおりとする。

第8 評価調査者に対する研修

1 評価調査者養成研修

県は、評価調査者の候補者に対して、評価調査者養成のための研修行う。

2 評価調査者継続研修

県は評価調査者に対して、資質の向上を図るため、評価調査者継続研修を行うものとし、評価調査者はこれを受講するものとする。

3 カリキュラム等

研修のカリキュラムは、別に定める「研修カリキュラム」によるものとし、その講師は原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

第9 第三者評価に関する情報の公表及び普及・啓発

1 情報公開

県は、評価機関に関する情報の公表を行う。

2 普及・啓発

県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解と事業者の受審促進を図るため、普及・啓発に努めるものとする。

3 苦情等への対応

県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、相談窓口を設け、適切に対応するものとする。

4 情報交換

県は、評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

第10 その他

この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月18日から適用する。

この要綱は、平成20年 9月 2日から適用する。

この要綱は、平成24年 7月17日から適用する。